

愛知県立御津あおば高等学校 台風等異常気象時における対応

1 暴風警報または暴風雪警報が発表された場合

(東三河南部地域、または生徒の居住地区に暴風警報または暴風雪警報が発表された場合)

(1) 登校する以前に、名古屋地方気象台から暴風警報または暴風雪警報が発表されている場合

ア 始業時刻2時間前までに暴風警報または暴風雪警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。

イ 始業時刻2時間前から午前11時までに暴風警報または暴風雪警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始める。

ウ 午前11時以降暴風警報または暴風雪警報が継続されている場合は、授業は行わない。

※上記ア、イの場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや、交通機関の途絶等により登校が困難なときは、登校しなくてよい。

(2) 登校後に、名古屋地方気象台から暴風警報または暴風雪警報が発表された場合

授業を中止し、安全を確認して生徒を速やかに下校させる。ただし、通学路の通行が危険と認められるときや、通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該生徒の安全を校内において確保する。

2 警戒レベル4以上または特別警報が発表された場合

(1) 登校する以前に、名古屋地方気象台から警戒レベル4以上または特別警報が発表されている場合

ア 授業は行わない。

イ 警戒レベル4以上または特別警報の解除後も、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況（以下「災害の状況等」という）に関する情報収集に努め、児童生徒を安全に登校させられると判断できるまでは授業は行わない。

ウ 解除後の授業の開始については、学校から連絡する。授業が行われる場合でも、通学路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は、登校しなくてよい。

(2) 登校後に、名古屋地方気象台から暴風警報・暴風雪警報が発表された場合

ア 即時授業を中止し、生徒の生命及び安全確保するために必要な措置（保護者への引き渡し、校内留め置き、校外避難所への移動等）をとる。

イ 校内に留め置き、特別警報が解除された場合は、災害の状況及び気象、交通機関、通学路の状況等から、生徒の帰宅が困難と認められるときは、引き続き校内に留め置き、生徒の安全を確保する。

ウ 警戒レベル4以上または特別警報が発表された場合も同様とする。

3 暴風警報または暴風雪警報、警戒レベル4以上または特別警報が発表されていないが、大雨等異常気象により安全確保に困難が予想される場合

名古屋地方気象台から発表される注意報・警報等の気象情報を把握するとともに、気象・交通機関及び通学路の状況に応じた、休業や授業の中止の決定に従う。

4 その他の注意

家庭や付近の学友、利用交通機関等に異常や事故があった場合は、速やかに学校に連絡する。

台風等異常気象時における対応例のまとめ（改正後）

種類			自宅にいる場合の対応	学校にいる場合の対応
気象台が発表する防災気象情報	特別警報	暴風・大雪・ 暴風雪・波浪	自宅待機 (直ちに命を守る最善行動)	校内待機
	警報	暴風	自宅待機 ・始業2時間前までに解除 →平常授業 ・午前11時までに解除 →解除後2時間を経て授業 ・午前11時以降継続 →休業	下校または校内待機
		大雪・暴風雪・波浪	平常登校	平常授業
	注意報	大雪・強風・その他	平常登校	平常授業
	レベル5 特別警報	大雨・氾濫・ 土砂災害・高潮	自宅待機 (直ちに命を守る最善行動)	校内待機 校内の高い場所または崖 から離れた場所に移動
	レベル4 危険警報		自宅待機 (早めの避難を考慮する)	校内待機 校外の避難所への移動 保護者へ引き渡し等
	レベル3 警報		平常登校	平常授業
	レベル2 注意報		平常登校	平常授業
市町村が発表する避難情報	学校が 所在する 市町村	警戒レベル4以上	自宅待機	校内待機 校外の避難場所への移動 保護者へ引き渡し等
		警戒レベル3以下	平常登校	平常授業
	児童生徒が 居住する 市町村	警戒レベル4以上	避難	校内待機 校外の避難場所への移動 保護者へ引き渡し等
		警戒レベル3以下	平常登校	平常授業

※平常登校および平常授業の場合においても、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等を踏まえて、休業や授業の中止を決定する。

※児童生徒の居住する地域の災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等により、安全に登校できないと校長が認める場合は、該当児童生徒を自宅待機とする。